

国際取引法学会 2024 年全国大会報告 2（国際紛争解決法制部会）

「欧州一般データ保護規則（GDPR）上の損害賠償制度：欧州司法裁判所の先決裁定の分析を踏まえて」

笠羽 英彦（株式会社 LIXIL）

本報告は、欧州一般データ保護規則（GDPR）の損害賠償制度に関する論点の解釈を明確化した欧州司法裁判所の先決裁定を分析し、同制度の法的性質及び要件を明らかにしようとするものである。欧州のデータ保護法違反に基づく損害賠償制度は、GDPR の適用開始前にはデータ保護指令を国内法化した加盟国法に基づき運用されていたところ、GDPR の適用開始後は、GDPR が直接加盟国に適用されることとなったため、加盟国裁判所の審理において様々な論点が生じており、その論点を解決するために加盟国裁判所から欧州司法裁判所への照会が数多くなされている（国際取引法学会第 8 号の拙稿参照）。本報告では、これらのうち、2023 年から 2024 年にかけて欧州司法裁判所によって出された四つの先決裁定を分析し、GDPR 上の損害賠償制度上の論点とその解釈を整理する。